

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第162号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第215号）

平成21年度二級河川犀川広域河川改修工事（設計）業務委託報告書（上流工区詳細設計）（以下「本件報告書」という。）に関する次の事項を記載した文書

- (1) 粒度試験の試料採取のサンプリングの責任者
- (2) 粒度試験の試料採取時の写真等が記載されていない理由
- (3) 「河床材料（試験試料の分取状況）」と記載されていることについて、分取前の全体の試料の写真
- (4) 本件報告書に記載されている位置付近での試料採取を行った日時
- (5) 採取された河床の試料は、浅野川水害以降に堆積した砂質土と人為的に散布された礫等の混合物である可能性が高いにもかかわらず、この試料を粒度試験に用いた理由
- (6) 粒度試験の試料採取にあたって、雪見橋下流側の玉石河床部において行うべきであったが、採取が容易な渇水期に試料採取を行わなかった理由
- (7) 分取された試料について、不要と思われる沈降分析と密度試験を実施した理由
- (8) 代表粒径としてD60粒径がそのまま使用されたり、丸めた100mmが使われているが、その使い分けの理由
- (9) 内水排水路の設計における水路高及び水深並びにそれを決定した根拠
- (10) 内水排水路の排水口にフラップゲートを取り付ける設計上の根拠
- (11) 内水排水路の排水口について、河川環境を考慮した設計をしなかった根拠
- (12) D地点のパラペット高さについて、堤防高さとして考慮せず河川改修計画を策定しているが、河床切下げ工事の後は堰板のはめ込みを実施しないとすれば、そのことの根拠

2 本件公開請求に対する処分の内容

不存在決定

3 担当課（所）

土木部県央土木総合事務所

4 異議申立て等の経緯

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| (1) H24. 11. 1 公開請求 | (4) H25. 1. 7 諮問 |
| (2) H24. 11. 14 不存在決定 | (5) H27. 1. 28 答申 |
| (3) H24. 11. 20 異議申立て | |

5 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書の(1)から同(11)についてこれらの項目の内容をみると、いずれも異議申立人が本件報告書に係る業務委託を遂行するために行う必要があると考える方法を述べ、本件報告書にそのことに関する記述がないことについて、その理由等を記載した文書の公開を請求しているものと認められるものの、実施機関は本件報告書以外にその理由等を記載した文書は作成していないと述べており、本件処分において、本件公開請求に対応する公文書を存在しないとした決定は、不合理とはいえない。</p>

	<p>2 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（12）について</p> <p>本件公開請求に係る公文書の内容において、河川改修の完成後に堰板のはめ込み作業を実施しないのであれば、その根拠を記載した文書を請求するとの趣旨が記載され、はめ込み作業を実施しないことを前提にしているものの、実施機関は現時点で未定であるとしているので、本件公開請求に対する公文書は存在しないとした決定は、不合理とはいえない。</p> <p>以上のことから、本件処分は妥当である。</p>
--	---

6 審議経緯 審査回数 4回

(別 紙)
答申第162号

答 申 書

平成27年1月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

1 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在により非公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、平成24年11月1日に、平成21年度二級河川犀川広域河川改修工事（設計）業務委託報告書（上流工区詳細設計）（以下「本件報告書」という。）に関して、別表1に掲げる項目番号1から同項目番号12に関する内容を記載した文書について、公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成24年11月14日に、別表1に掲げる項目番号1から同項目番号12について、一括して公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

当該請求に係る公文書は、作成されていないため存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年11月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成25年1月7日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、公開請求に対応する公文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

そこで、別表1に掲げる項目番号5及び同項目番号8については、特段の意見は述べていない。

なお、異議申立人は、本件公開請求において、別表1に掲げる項目番号1から同項目番号12の一部につき、本件報告書及び平成21年度二級河川犀川広域河川改修工事（調査）業務委託報告書（地下水調査）（以下「関連報告書」という。）を比較して公開請求している。

(1) 同項目番号1について

本件報告書に記載されている粒度試験の試料採取位置図は、室内土質試験を実施した関連報告書の採取位置図と違っているため、どちらの受託業者が試料採取をしたのかを確認するため請求したもので、不存在ということはありません。

(2) 同項目番号2について

本件報告書に河床材料の粒度試験における試料採取の記録が添付されていないが、当該試験については実施機関の調査関係共通仕様書に採取の方法に関する規定があり、それに基づいて実施したことの記録は存在しなくてはならない。

(3) 同項目番号3について

試料採取における分取とは、四分法により粒度に合わせて必要な量に縮分した試料をいうもので、図示されているような広い範囲の河床から試料を集めたのであれば、当然、何回かの四分法により試料採取を行ったはずであり、分取前の全体の試料の写真を請求するものである。また、実施機関の調査関係共通仕様書にも分析方法が決められているので、そこに規定された方法で行った写真は存在するはずである。

(4) 同項目番号4について

本件報告書に記載されている試料採取位置図で採取作業を行った日時は、写真の撮影日時から判断すると平成22年2月23日以前となるが、関連報告書で室内土質試験が行われた日時は、データシートによれば2月18日であると考えられ、そうすると、その写真はふるい分け等の後に撮影されたことになるので、粒度試験の前の試料状態の写真を請求したものである。本件報告書には明らかな錯誤や写真データの改ざん等の可能性があり、実際の作業日に撮影された写真があるはずである。

(5) 同項目番号6について

平成16年度の業務委託報告書では、鞍月堰付近の河道部の現況粗度係数を0.025として、河川改修による計画河床まで切下げた場合の粗度係数を0.030と推定し、犀川の11300地点付近の河床に類似した河道になるとしているため、粒度試験の試料採取においては、11300地点付近の河床に類似した地点で行うべきであるが、そうしなかった理由を記載した文書は存在するはずである。

(6) 同項目番号7について

一般に細粒分が少ない場合には、沈降分析は行われず、その計算に必要な密度試験も行われることはない。それをあえて行っているため、その理由を記載した文書がないわけがない。

(7) 同項目番号9について

内水排水路の流下能力の計算に用いられている数値の根拠について請求しているもので、設計を行っているため、不存在のはずがない。

(8) 同項目番号10について

フラップゲートは内水と外水の水位差がある場合に開閉されるもので、計画高水時には、上流側の山地付近における高水が本件箇所到达了時点で一番高くなるため、内水のピーク時より遅くなるため、計画高水時にはフラップゲートは閉まり外水が内水排水路に逆流することを防止する施設である。それ故、内水排水路の流下能力がどのような理論及び水理公式に基づくものであるかを記載した文書の公開を請求するものであり、不存在のはずがない。

(9) 同項目番号11について

内水排水路の改修計画については、内水排水路の出口を下流側に持っていくことで、平時にも洪水時にも自然に優しい河川となり、フラップゲートを設置しないことによって、魚類にも優しい河川管理が可能となるもので、このような環境への配慮をしない河川改修を計画した理由を記載した文書は存在するはずである。

(10) 同項目番号12について

パラペットの切欠部での堰板のはめ込み作業については、水防計画に必ず記載されている事項のはずであり、河川改修の設計計画時にも将来の管理方法が反映されているはずであるので、不存在ということはないはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 別表1に掲げる項目番号1から同項目番号11について

報告書に記載された文章、表及び写真等が全てであり、異議申立人が公開を求める個別の業務内容に関する根拠及び理由等は作成されていないので、不存在決定を行ったものである。

なお、内水排水路の改修計画に関する公開請求については、当該計画が既設の排水路を延長するもので、新設される排水路は既設排水路と同規模の断面を確保することとしているため、対応する公文書は作成されていない。

2 別表1に掲げる項目番号12について

河床切下げ後の堰板の取扱いについては、検討していないので、対応する公文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書に記載された別表1に掲げる項目番号1から同項目番号12に関する内容を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

(1) 別表1に掲げる項目番号1から同項目番号11について

これらの項目の内容をみると、いずれも異議申立人が本件報告書に係る業務委託を遂行するために必要であると考える方法を述べ、本件報告書にそのことに関する記述がないことについて、その理由等を記載した文書の公開を請求しているものと認められるも

の、実施機関は本件報告書以外にその理由等を記載した文書は作成していないと述べており、本件処分において、本件公開請求に対応する公文書を存在しないとした決定は、不合理とはいえない。

(2) 別表1に掲げる項目番号12について

本件公開請求に係る公文書の内容において、河川改修の完成後に堰板のはめ込み作業を実施しないのであれば、その根拠を記載した文書を請求するとの趣旨が記載され、はめ込み作業を実施しないことを前提にしているものの、実施機関は現時点で未定であるとしているので、本件公開請求に対する公文書は存在しないとした決定は、不合理とはいえない。

以上のことから、本件処分は妥当である。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表2のとおりである。

別表1

項目番号	内 容
1	粒度試験の試料採取のサンプリングの責任者を記載した文書
2	粒度試験の試料採取時の写真等が記載されていない理由を記載した文書
3	「河床材料（試験試料の分取状況）」と記載されていることについて、分取前の全体の試料の写真
4	本件報告書に記載されている位置付近での試料採取を行った日時を記載した文書
5	採取された河床の試料は、浅野川水害以降に堆積した砂質土と人為的に散布された礫等の混合物である可能性が高いにもかかわらず、この試料を粒度試験に用いた理由を記載した文書
6	粒度試験の試料採取にあたって、雪見橋下流側の玉石河床部において行うべきであったが、採取が容易な渇水期に試料採取を行わなかった理由を記載した文書
7	分取された試料について、不要と思われる沈降分析と密度試験を実施した理由を記載した文書
8	代表粒径としてD60粒径がそのまま使用されたり、丸めた100mmが使われているが、その使い分けの理由を記載した文書
9	内水排水路の設計における水路高及び水深並びにそれを決定した根拠を記載した文書
10	内水排水路の排水口にフラップゲートを取り付ける設計上の根拠を記載した文書
11	内水排水路の排水口について、河川環境を考慮した設計をしなかった根拠を記載した文書
12	D地点のパラペット高さについて、堤防高さとして考慮せず河川改修計画を策定しているが、河床切下げ工事の後は堰板のはめ込みを実施しないとすれば、そのことの根拠を記載した文書

別表2

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 1 月 7 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 1 5 号)
平成 25 年 4 月 1 日	○実施機関(土木部県央土木総合事務所)から理由説明書を受理した。
平成 26 年 8 月 21 日 (第 254 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 9 月 22 日 (第 255 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 10 月 23 日 (第 256 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 11 月 20 日 (第 257 回審査会)	○事案の審議を行った。